

大阪経済記者クラブ 記者各位

社団法人 関西経済連合会  
排出権取引に関する研究会

## 「排出権取引に関する論点整理」について

関西経済連合会（秋山喜久会長）は4月25日「排出権取引に関する論点整理」を公表した。この論点整理は、昨年8月11日に開催された「アジア金融システム・関西研究会 トップ会議」において設置が決定された「排出権取引に関する研究会（主査＝竹内剛志・関西電力(株)支配人秘書役）」が、これまでの5回の研究会での成果として取りまとめたものである。

論点整理では、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減にむけて、関心が高まっている排出権取引に対する基本的な考え方を整理した上で、今後、重点的に検討すべき課題、および政府への要望を述べている。本日付で関係省庁へも郵送する。ポイントは下記の通り。

### 記

#### 1. 基本的考え方

- (1) 温室効果ガスの排出削減に向けた京都メカニズムの活用
  - ・京都メカニズムの一層活用のために、排出権取引に係る課題の解決・克服を早期に実現すべき。
- (2) 排出権取引への評価
  - ・強制的な排出枠を設定する「キャップ&トレード型」は従来通り反対。ただし、企業の自主的な排出権取得の取り組みはむしろ促進すべきであり、排出権取得に向けた市場メカニズムの活用が求められる。
- (3) 2013年以降の取り組みと排出権取引
  - ・地球温暖化対策に関する真に実効ある国際的枠組みを構築する必要がある。排出権取引についても地球温暖化対策の進展のための選択肢の一つとしてとらえ、柔軟で幅広い政策論議が進められるべき。

#### 2. 研究会での検討と今後の取り組み

- (1) 信託機能等を活用したCDM等排出権の円滑な管理・取引の実現
  - ・信託勘定の活用は、中堅・中小企業にも省エネ・環境対策を促す小口化が可能。国際協力銀行などの研究とも連携して、企業にとって効果的・効率的な排出権の活用方策を検討する。
- (2) CSR(企業の社会的責任)をベースにした地域内排出権取引市場の整備
  - ・関西地域で温室効果ガスの削減につながる「地域内排出権取引市場」の整備に向けた取り組みを進めることは有益。域内の先駆的事例の調査、関係各機関とも連携して検討を行う。

#### 3. 政府への要望

- (1) 排出権取引を促す環境整備
  - ・関係政省令を整備、及び税務・会計・法務面を含め実務上の取り扱いの明確化なども進める必要あり。
- (2) 新たな制度構築の検討
  - ・温室効果ガス排出の実質的削減につながる取り組みが何らかの形で評価される仕組みの構築が重要。
- (3) 地球環境問題に関する首相直属の検討機関の設置
  - ・国民的議論を踏まえ省庁横断的かつリーダーシップを持って検討するため、総理直轄機関を創設。

以上

## 排出権取引に関する論点整理

社団法人 関西経済連合会  
排出権取引に関する研究会

地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減は、国際社会が取り組むべき最重要課題の一つとなっている。気候変動枠組条約に基づき 1997 年に採択された京都議定書では、1990 年を基準に温室効果ガスの削減を目指した、先進国の二酸化炭素排出量について、法的拘束力のある数値約束を各国ごとに定めた。このため先進国では、削減目標達成のための国内体制の整備が急務となっている。

特に、2008 年から実施可能となる国際的な排出権取引制度は、削減コストを抑えるうえで有効な仕組みと考えられているため、欧州はじめ各国政府が国内の排出権取引制度を早期に導入し、国内企業に排出権取引に関するさまざまなノウハウを取得させる努力が行われている。

わが国では、京都議定書での 6%削減約束を確実に達成するために必要な措置として、地球温暖化対策推進法に基づく「京都議定書目標達成計画」が 2005 年 4 月に閣議決定された。経済界では、1997 年 6 月に経済団体連合会（現、日本経済団体連合会）が「環境自主行動計画」を策定し、毎年着実に温室効果ガス削減の成果をあげるとともに、わが国の目標達成にも貢献している。

当会としても、以前から温室効果ガスの抑制に関する取り組みに経済界の一員として全面的に協力してきている。こうした中で、関西の市場機能を強化する方策を検討する「アジア金融システム・関西研究会トップ会議」が、2006 年 8 月に「排出権取引に関する研究会」を設置した。

本研究会では、世界最初の先物取引所である「堂島米会所」を起源とする大阪のマーケット機能が、今後ともわが国さらにはアジアにおける金融市場機能の一翼を担うこと目的に、企業の地球環境保護への取り組みの観点を踏まえつつ、わが国における排出権取引市場の実現可能性などについて検討を進めてきた。

今般、本研究会での討議、および本研究会が実施したアンケート「地球温暖化防止対策と排出権に関する実態調査」(以下、アンケート結果)、企業・団体ヒアリングなどの活動の成果として、以下のとおり「排出権取引に関する論点整理」としてとりまとめる。

## 記

### 1. 基本的考え方

#### (1) 温室効果ガスの排出削減に向けた京都メカニズムの活用

京都議定書では、第一約束期間(2008年～2012年)における目標達成のために、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)、および排出量取引のいわゆる京都メカニズムの活用が規定されている。

とりわけ、国内での排出量が目標を大幅に超過しており、削減余力の少ないわが国では、削減余力の大きい途上国での削減事業から得られる排出権の活用が不可欠となっている。

排出権の活用は、わが国を含む世界全体で投資コストを引き下げ、より多くの温室効果ガス削減を可能とする効果的な方法であり、わが国企業にとって優れた省エネ技術を世界に普及させる機会の創出も期待されている。さらに、排出権獲得事業は、途上国への技術移転や外国投資を促す効果もある。

ただし、京都メカニズムで移転される排出割当量および排出削減量といった、いわゆるクレジットの取得にあたっては、排出量削減プロジェクトそのものが少ないこと、また、排出量削減プロジェクト実施後に予想していた排出権が獲得できないリスクがあること、CDMプロジェクトの審査に時間がかかる場合が多いこと、さらにプロジェクトを自ら実施する場合には案件発掘、プロジェクト設計書(PDD)作成などに専門的知識を要し、かつ主に中堅・中小企業などが取り扱う小規模プロジェクトに対応しにくいことなどが指摘されている。

京都メカニズムが一層活用されるためには、こうした課題の解決・克服を早急に実現することが求められる。

#### (2) 排出権取引への評価

排出権取引市場は、現在、欧米で導入・整備が着実に進められている。とりわけ、EU-ETSに代表される「キャップ&トレード型」の排出権取引は、

温室効果ガスの総排出枠と個々の主体への配分方法を定め、個々の主体は相互に排出枠の一部の移転・取得を認めるものである。

その際、強制的な排出枠の設定を前提とするものは極めて経済統制的であり、公平性の確保が難しい。したがって、こうした「キャップ&トレード型」の排出権取引市場の創設は、これまで同様、産業界の一員として容認できない。

ただし、わが国企業も日本経団連の環境自主行動計画で掲げた目標達成のために、京都議定書に明記されたCDM等の排出権取得の動きを活発化させていることも事実である。

こうした動きの背景には、地球温暖化問題の深刻さが広く内外に認識される中で、自主的な目標達成のためとはいえ、各企業を取り巻く国内外多くのステークホルダーとの関係で、排出権取得による目標達成は経営上の重要な課題となっていることが指摘される。

アンケート結果でも、排出権取引に関心を持つ企業は全体の半数以下(43.7%)であったが、従業員数別に見ると1000名を超す企業規模で高い関心(62.8%)がみられた。また、業種別にみると、製造業では300名を超す規模の企業では関心を持つ割合が過半数を占めている。

排出権取引に関して、こうした企業の関心をベースにして自主的な排出権取得の取り組みをむしろ促進すべきであり、リスク管理を適正なコストで実現しうる、排出権取得に向けた市場メカニズムの活用が求められる。

### (3) 2013年以降の取り組みと排出権取引

京都議定書に定める第一約束期間以降については、今後、国際的な検討・論議の推移が具体化していくこととなるが、地球温暖化対策に関する真に実効ある国際的な枠組み構築を図る必要がある。

この観点で、例えば、原単位の向上など、国内外の実質的な温室効果ガス排出量の削減につながる取り組みについても評価されるような、新たな制度構築の検討もありうる。

その際、現在の京都メカニズムの仕組みが何らかの形でポスト京都においても継続されることとなるのであれば、わが国企業もその動向を注視している排出権取引をより有効に活用するような制度設計が望まれる。

したがって、2013年以降の枠組みとして、排出権取引についても、今後の地球温暖化対策の進展のための選択肢の一つとしてとらえ、柔軟で幅広い政策論議が進められるべきである。

## 2. 研究会での検討と今後の取り組み

本研究会では、取引形態から企業・団体が自主的に参加する「自主参加型」と、目標未達成の場合に罰則規定を設ける「参加義務型」に、また、取引範囲によって、排出権取引を「国際排出権取引」、「国内排出権取引」さらに「地域内排出権取引」などに分類し、それぞれの特性などを検討してきた。

同時に、2005年4月からは環境省が中心となった「環境省自主参加型国内排出量取引制度」に基づく取引や、欧州における取引および各地で活発になってきた民間の企業・団体による排出権取引の検討や実験的取り組みについても検討を行った。

これまでの検討の結果、本研究会としては、わが国で注目すべき次の2つの取り組みについて、今後、重点的な検討を進めるべきであると考えます。

### (1) 信託機能等を活用したCDM等排出権の円滑な管理・取引の実現

信託勘定を活用すれば、排出権を小口化することが可能であり、日本経団連「環境自主行動計画」の中での小口需要にも対応しうる仕組みである。また、中堅・中小企業の省エネ・環境対策を促す可能性も有する。

信託機能等を活用した排出権取引の優れた機能を十分に発揮するためには、排出権の移転・売買や管理の面でのインフラ整備が必要である。

この点、金融機関、監査法人などが研究を重ねてきているが、今後、こうした取り組みとも連携して、企業にとって効果的かつ効率的な排出権の活用方策を検討していく。

### (2) CSR（企業の社会的責任）をベースにした地域内排出権取引市場の整備

大手企業に比べて、中堅・中小企業では省エネ技術を取り入れることは容易ではなく、環境対策についても十分に実施されているところは相対的に少ないことがアンケート結果から把握された。

このため、省エネ及び温暖化対策に関する技術取引が市場メカニズムを活用して効果的に実施されれば、中堅・中小企業は温室効果ガスを減らすことができるとともに、エネルギーコストの削減も達成することが可能となる。

したがって、今後、関西地域で温室効果ガスの削減につながる「地域内排出権取引市場」の整備に向けた取り組みを進めることは有益であると考えます。

具体的には、関西域内で先駆的に取り組まれている事例を調査すると同時に、関係各機関とも連携して、企業への省エネ機器の導入促進、排出量削減のモニタリング・認証制度の創設、技術の受け入れ企業と提供企業の金銭的な決済方法の確立などに関して、試験的な運用を視野に検討を行う。

### 3. 政府への要望

#### (1) 排出権取引を促す環境整備

京都メカニズムを活用した排出権取得の動きが活発化しており、これに対する政策面からの一層の支援策の充実・環境整備も考えられるべきである。アンケート結果でも、排出権取引市場の創設に向けた課題として「税制や金融法制面の整備」などがあげられている。

現状では排出権が金融商品として位置づけられていないために、例えば、大阪証券取引所などの証券取引所での上場は不可能であり、いわゆる排出権取引市場について、わが国では取引所を中心とした形態での具体化は進められない。

まず、金融商品取引法において、排出権取引に関連した金融商品の市場の整備が可能となるよう関係政省令を整備すべきである。また、前述した信託機能等の利用促進を図るために、税務・会計・法務面を含めた実務上の取り扱いの明確化なども進める必要がある。

#### (2) 新たな制度構築の検討

地球温暖化問題への国民的関心が高まる中で、大多数の企業が省エネおよびエネルギー効率性の向上を中心に、温室効果ガス排出の削減に全力で取り組んでいる。

もともと石油等資源を海外に依存せざるを得ないわが国は、1970年代のオイルショック以降、飛躍的な省エネ技術の開発・普及に努め、世界でもトップクラ

スの技術水準にある。わが国のこうした技術が途上国等において広く活用されることが、地球レベルの温暖化防止に貢献するとともに、わが国産業のさらなる活性化をもたらすこととなる。

今後、わが国の温室効果ガス排出の実質的な削減につながるような取り組みの成果が、評価される仕組みの構築が重要である。こうした新たな制度において、現在の京都メカニズムの仕組みが何らかの形で継続されるのであれば、排出権取引がリンク付けられ有効活用されることもありえよう。

また、こうした新たな制度構築にあたっては、前述した「地域内排出権取引市場」に関する関西域内での取り組みなどの成果も反映できるよう検討すべきであろう。

さらに、温室効果ガス排出が急増している民生・運輸部門において、その排出抑制を図るには、多くの国民の関心を一層高め、その関心を具体的な行動に結びつけるような、新たなシステムの創設を検討していくことも必要である。

### (3) 地球環境問題に関する首相直属の検討機関の設置

本年6月に策定予定の「21世紀環境立国戦略」には、国内外あげて取り組むべき環境政策の方向性を明示し、今後の世界の枠組みづくりへわが国として貢献する上での指針が示される。

また、2008年に日本で開催される主要国首脳会議（サミット）では、2005年のサミットで合意された「グレンイーグルズ行動計画」に基づく、「気候変動、クリーン・エネルギー及び持続可能な開発に関する対話」の成果が示される見通しである。

さらに、2013年以降の枠組みについても、内外情勢を十分に検討しつつも、環境先進国・日本として、成長著しく環境問題への関心が高まりつつあるアジア地域への貢献とともに、国際社会をリードする思い切った政策提案が行われることが期待される。

地球環境問題への対応は、その重要性に鑑み、国民的議論を踏まえたより幅広い観点から、省庁横断的にかつリーダーシップを持って果敢に検討していく必要がある。これを担うための内閣総理大臣の直轄機関を創設すべきである。

以上